

6 仮当選後に必要な書類

抽選の結果当選（仮当選）後「入居資格本審査」に必要な書類

★「入居資格本審査に必要な書類」は、入居資格本審査日において入居予定者に提出していただく書類となります。申込みの段階では必要ありません。

- (1) 県営住宅入居許可申請書（23 ページ）
- (2) 申込者と同居親族全員の住民票（続柄が記載されているもの。外国籍の方は、在留資格が記載されているもの）
- (3) 所得課税証明書等・・・世帯全員分（学生・小さな子どもを除く）必要です。
 - ・市町で発行されます。
 - ・入居する者が無収入の場合も必要です。
 - ・市町民税・県民税の特別徴収税額通知書で証明書に代えることができます。
 - ・前年の所得課税証明書が発行されない時期（およそ 1 月～ 5 月）に書類提出をするときは、給与所得者の場合は前年の所得がわかる源泉徴収票と前々年の所得がわかる所得課税証明書（現年度所得課税証明書）、自営業者等の場合は、確定申告書（控え）と前々年の所得課税証明書が必要です。
- (4) 個人県民税に滞納がないことの証明書（申込者のみ）
市町で発行されます。現住所と申込み団地の市町の証明が必要となります。27・28 ページの証明願を市町窓口を持参してください。非課税の場合もこの証明願で発行されます。
- (5) 個人県民税を除く県税の納税証明書（申込者のみ）県税事務所、中讃税務窓口センター、各県民センターで発行されます。発行には、一部あたり 400 円の証紙が必要です。
※中讃税務窓口センター及びその周辺には香川県収入証紙売りさばき所がないため、あらかじめ証紙を購入しておく必要があります。
詳しくは、県税事務所（087-806-0306）へお問い合わせください。
発行には本人確認のための身分証明書、印鑑が必要です。
- (6) 県営住宅の留意事項について（24 ページ）
- (7) 香川県営住宅連帯保証人確認書（25 ページ）

【上記 (1) ～ (7) の書類のほか次のいずれかに該当する方に提出していただく書類】

- (8) 失業中の方
 - ・雇用保険受給資格者証（写し）、離職票（写し）、退職証明書のうち、いずれか。
- (9) 本年になってから中途就職された方
 - ・給与明細書（29 ページ）
- (10) 生活保護を受けている方
生活保護受給証明書
- (11) 婚約中の方
 - ・誓約書（該当する方には、別途様式を送付します。）
入居指定日から 2 ヶ月以内に住民票（続柄が夫または妻と記載されたもの）が必要となります。
- (12) 裁量階層世帯の方
裁量階層世帯であることを証する書類
- (13) 配偶者のいない方（子どもを除く）
 - ・戸籍謄本等、配偶者のいないことを証する書類
- (14) 母子世帯・父子世帯の方
 - ・戸籍謄本又は母子世帯証明書

※上記以外に、審査のため、戸籍謄本等が必要な場合があります。